

# 参議院議員通常選挙に関するお知らせ

選挙管理委員会事務局  
0256・77・8313

参議院議員の任期満了に伴い、参議院議員通常選挙の執行が予定されています。

※国会会期などの状況により、投票日・告示日が変更となる場合があります。

**投票日 7月10日(日)**  
**【6月22日(水)告示】**



## 期日前投票立会人を募集

参議院議員通常選挙の期日前投票の立会人を募集します。仕事内容は、選挙人の代表として、投票が公正に行われるよう立ち会うことです。

●日程 6月23日(木)～7月9日(土)の17日間

会場	時間	報酬(1日につき)
市役所1階 つばめホール	午前8時30分～ 午後8時	9,600円 (源泉税13円を含む)
燕庁舎1階 エントランスホール	午前8時30分～ 午後5時	7,100円
分水公民館1階 小会議室		

※報酬額は国に準じ、支払いは後日、口座振込します。  
食事代・交通費の支給はありません。

- 募集人員 102人(1日2人×3カ所×17日間)
- 応募資格 燕市の選挙人名簿に登録されている人
- 応募方法 5月27日(金)までに希望する日と場所を電話か下記二次元コードにて。
- その他 応募多数の場合は抽選。  
・選挙が無投票となった場合、期日前投票は行われません。

期日前投票立会人の応募フォーム▶



## 「郵便投票」の利用をお考えの人は、お早めにご準備ください。

身体に重度の障がいがあり、投票所に来るのが困難な人は、郵便で不在者投票ができる「郵便投票」をご利用ください。  
障がいの程度により、次のとおり要件が定められています。いずれかに当てはまる人のみ、原則「本人の自書」によって「郵便投票」ができます。

お持ちの手帳など	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級・2級・3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器などの内臓機能障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護5(要介護状態区分)	

右記の要件に加えて次のいずれかに当てはまる場合は、例外として第三者による代理記載での投票もできます。

お持ちの手帳など	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症から第2項症まで

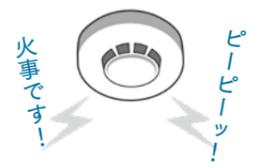
## 注意!

「郵便投票」は、事前に申請して「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。選挙期間以外でも交付していますので、お早めに問い合わせください。すでに証明書をお持ちの人も、証明書の使用期限をご確認ください。万が一期限が過ぎていた場合は、証明書の再交付を受けてください。

# 高齢者在宅福祉サービスをご利用ください

※申請が必要です

高齢者の皆さんが住み慣れた地域の中で、健やかで快適な暮らしができるよう市の高齢者在宅福祉サービスをご紹介します。サービスの詳細や申請方法については、長寿福祉課 長寿福祉係、地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにご相談ください。



## 緊急通報システム設置事業

急病や災害時に迅速な対応ができるよう緊急通報装置、人感センサー、住宅用火災警報器を貸与します。非常時の連絡先・駆けつけ人として、近くの親戚、知人、民生委員の協力を得て実施します。

- 対象 次のいずれかに該当する人
- ① 65歳以上のひとり暮らしの人
  - ② 65歳以上の人で、ほかの家族が病弱または寝たきりなど、ひとり暮らしと同等と認められる人
- 利用者負担 ●市民税非課税世帯…月 500円  
●市民税課税世帯…月 1,000円  
※撤去時は立ち合いのうえ、機器の返却が必要となります

## 老人日常生活用具給付事業

- 下記の品目を給付して、在宅での安全を図ります。
- 電磁調理器 (1世帯につき1台)
  - 自動消火器 (1世帯につき2台まで)
  - 住宅用火災警報器 (1世帯につき2台まで)
- 対象 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、認知症などにより火の取り扱いに不安がある人
- 利用者負担 品目や所得により、利用者負担額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

## 生活支援短期入所事業

- 介護保険サービスとは別に短期入所事業(ショートステイ)を実施します。
- 対象 要支援・要介護認定を受けている人、おおむね65歳以上の虚弱もしくは認知症などの人
- 利用日数 ①要支援・要介護認定者…6カ月につき21日間 ②介護未認定者…6カ月につき7日間
- 利用者負担 介護報酬の3割程度

●その他、要介護認定を受けた人は下記のサービスもあります。詳しくは、要介護認定後に届く介護保険被保険者証に同封される【高齢者福祉サービスのお知らせ】をご覧ください。

●身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている人が利用できるサービスもあります。市ホームページで確認いただくか長寿福祉係までお問い合わせください。市のホームページはこちら▶

在宅介護保険サービス利用者負担軽減事業、紙おむつ支給事業、訪問理美容サービス助成事業、配食サービス事業、寝具乾燥サービス事業、福祉タクシー介護料金助成事業、在宅介護手当支給事業

## 問合せ

- 長寿福祉課 長寿福祉係 (市役所1階 27番窓口) … ☎ 0256・77・8175
- 地域包括支援センターおおまがり … ☎ 0256・61・6165  
(担当地区：西燕町、桜町、秋葉町二丁目～四丁目、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町)
- 地域包括支援センターさわたり … ☎ 0256・62・2900  
(担当地区：おおまがり担当地区以外の燕地区)
- 吉田地区地域包括支援センター … ☎ 0256・94・7676 (担当地区：吉田地区)
- 分水地区地域包括支援センター … ☎ 0256・97・7113 (担当地区：分水地区)